

全員協議会資料
日時：令和3年5月12日(水)9:30～
場所：全員協議会室

～子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくりを目指します～

和光市児童センター設置 及び管理条例(案)について

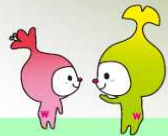
和光市広沢複合施設のNew「和光市総合児童センター」は
令和3年12月4日にオープンします

和光市子どもあんしん部保育施設課



和光市総合児童センターの施設概要(その1)

名称 和光市総合児童センター
場所 和光市広沢1番5-54号 (和光市民プールと同じ建物内)
構造等 鉄骨造2階建 建築面積 2,068.67㎡
 総合児童センター延床面積 1,694.38㎡ (延床面積全体3,262.2㎡)
開設予定(施行日) 令和3年12月4日



和光市総合児童センターの施設概要(その2)

1階の主な施設 キッズルーム、相談室、救護室、静養室、事務室、プレーパークなど

◇プレーパーク
常設でいつでも元気いっぱい遊べる空間にします。

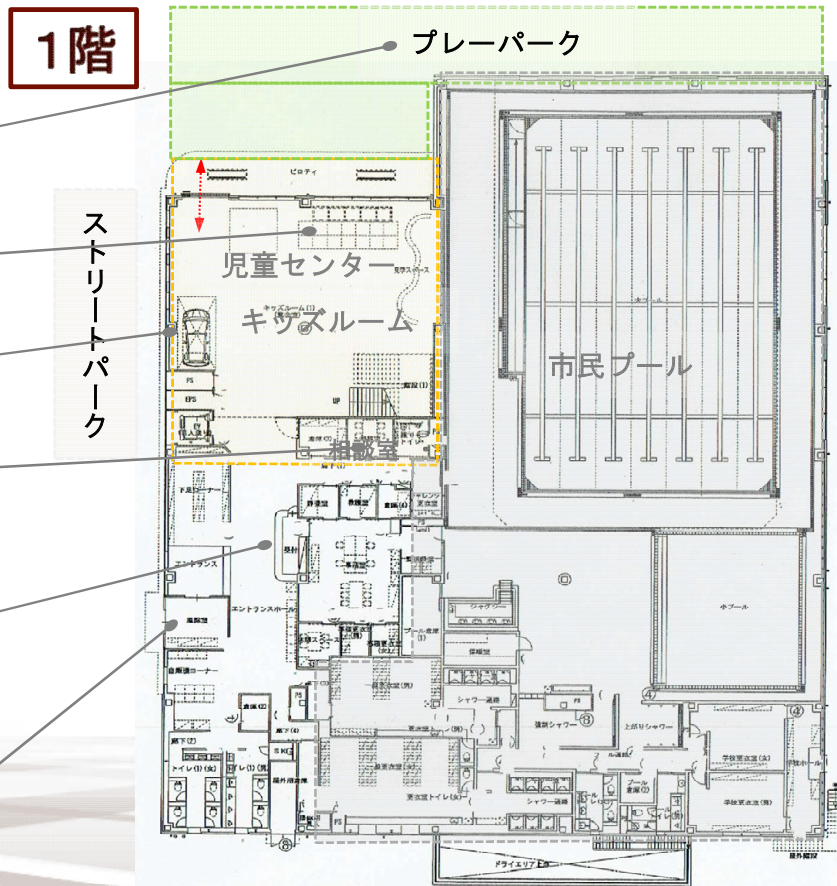
◇キッズルーム
連続性のある一体的な空間には大型遊具を設置し、
存続希望が多かった旧児童センターのドライブシュ
ミレーターはココに置きます。

◇相談室
周りを気にせず気軽に、また落ち着いて相談できる
部屋を設置します。

◇事務室
正面玄関の目前に事務室・カウンターを設置してい
るため、直ぐ案内ができる他、不審者等の侵入も即
座に防ぐことができます。

◇入口はココ

○カリヨンベルは立体駐車場屋上に設置し、ベルを奏でる予定。



和光市総合児童センターの施設概要(その3)

2階の主な施設

ベビースペース、授乳室、キッズルーム、ティーンズルーム、音楽スタジオ、シアターアリーナなど

◆キッズルーム

室内外一体的な空間としてあそびデッキを設置する他、1階の大型遊具からネット遊具へ移動できる活動的な遊びを実現します。旧児童センターのモザイク壁画はこちらに設置します。

◆ベビースペース

安全を確保しながら、間仕切壁を極力避けた一体感のある空間にし、隣に授乳室を設置します。

◆ティーンズルーム

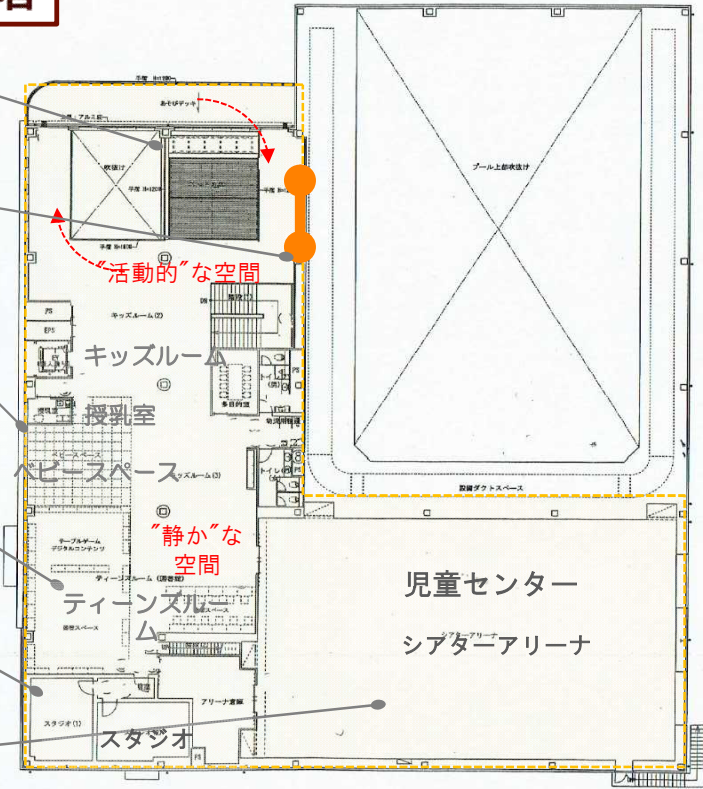
図書室、テーブルゲーム、デジタルコンテンツを含んだ設備を設置し、中高生にも最適な居場所とします。

◆音楽スタジオ

防音完備のスタジオには、バンド演奏が出来る楽器の貸出も予定してします。

✓18歳以上の方は、シアターアリーナ・音楽スタジオの夜間利用が出来ます。(午後7時～午後9時)

2階



和光市総合児童センターの施設概要(その4)



駐車場・駐輪場

○立体駐車場

- ・台数 272 台 (うち軽車両用 23台)
- ・料金 1時間無料 (以後、30分ごとに100円)
- ・全施設の利用者が利用

○駐輪場

- ・台数 25 台
- ・料金 無料

※別途、立体駐車場内及び温浴施設敷地内に利用可能な駐輪場が89台分あります。

駐車場は民間施設のため、完成までの間に変更する可能性があります。

和光市児童センター設置及び管理条例案のパブリックコメントの結果

- 1.実施期間 令和3年4月5日(月)～5月5日(水) 31日間
- 2.対象者 市内在住・在勤・在校の方、市内事業所等を所有の個人・法人等、納税義務者、本件に利害関係のある方
- 3.設置場所 庁舎(保育施設課、行政資料コーナー、議会棟2階フロア)、図書館(本館、下新倉分館)、各公民館、各児童館、各教育・保育施設、各子育て世代包括支援センター、各学童クラブ※市ホームページにも掲載
- 4.提出方法 持参、郵送、FAX又はEメール
- 5.説明会 ①合同説明会 4月17日(土)14時～庁舎502会議室、参加者3人
②説明会 4月20日(火)11時45分～北子育て世代包括支援センター、参加者31人
4月22日(木)10時45分～南子育て世代包括支援センター、参加者40人

〔意見〕 ○児童センターについて

- ・開館当初に市内優先等の措置を設けるか。・コロナ対応等の利用制限は設けるか。・ピアノの設置を。
- ・利用方法等の案内は積極的に周知してほしい。・土足ではなくつろげるスペースの設置を。
- ・スタジオやアリーナは、中高生の居場所に限らず平日昼間に催しを開催し、中高生前から利用できる工夫を。
- ・プレーパークは雨でも遊べる設備か。

○駐車場・駐輪場について

- ・駐輪台数が少ない。・駐車場は無料にならないか。・無料時間延長を。・児童センター分を分けしないのか。

○市民プールについて

- ・スイミングスクールを実施してほしい。・プール内に託児はないのか。等

6.説明会以外の意見 集計中

→期間内の説明会で頂いた意見は、条例内容の変更に至らないものと認識しているところ。運営に活用する方向で検討中。
パブリックコメント期間中に頂いた意見は、条例に反映するもの、運営に活用するもの等に精査し、条例案を確定する予定。

和光市児童センター設置及び管理条例(案)の概要について(その1)

※パブリックコメント説明資料は、分かり易い表現で条例案を説明することに努め、条例案は参考資料としました。

広沢複合施設の一環施設として総合児童センターを設置することから児童センター単独の条例を制定。児童センターは、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操をゆたかにするとともに遊びを通して体力増進を図ることを目的とします。

- 開所時間** 午前9時から午後7時まで（18歳未満の児童と同伴の保護者等）
※シアターアリーナ・音楽スタジオを利用する場合は午後9時まで開所
※小学生が「夕焼けチャイム」以降も利用する場合は、保護者等のお迎えを必要とします。
☞これまでより開所時間を長くします。（旧児童センター9:30～17:00）
- 休所日** 第2・第4木曜日 ※第2・第4木曜日が国民の祝日の場合は、翌平日が休館日となります。
年末年始（1月1日～1月3日及び12月29日～12月31日）
☞これまでより開所日（年間330日程度）が増えます。（旧児童センター開所日は年間290日程度）
- 利用者** 児童または児童を同伴する保護者
児童に関し必要な調査、研究、研修等を行う児童の保護者、指導者等
☞上記の他、大人の方でも午後7時以降にシアターアリーナ・音楽スタジオの利用が可能です。
- 管理運営** 指定管理者（市が指定し議会の議決で決定する法人）が管理及び運営を行います。
※指定管理候補者：PFI和光市広沢株式会社（委託先は構成員である株式会社ティップネス）
☞指定管理者の指定に係る議会への上程は令和3年和光市議会6月定例会を予定しています。

和光市児童センター設置及び管理条例(案)の概要について(その2)

以下の事業を柱に、児童や親子が楽しく過ごせる様々な遊びやイベント等を実施します。

また、わこう版ネウボラの児童福祉施設として子育て世代包括支援センター等と連携する他、広沢複合施設の特徴である世代間の交流や町のシンボルを踏まえ、多世代が利用できる環境を創出します。

- 事業**
- (1) 児童に対する集団的又は個別的な遊びの指導に関すること。
 - (2) 施設、遊具その他の設備の利用による児童の健康及び体力増進に関すること。
 - (3) 児童センターの管理及び運営に関し必要な事項に関すること。

[わくわく弾むネット遊具]



[親子で楽しむ運動遊び教室]



[みちあそび事業でお絵かき]



[プレーパークでの交流]



[シアターアリーナ予定事業： 中高生の居場所づくり]

シアターアリーナでは、自由に活動できる時間を確保しながら、中高生を対象に帰宅時間を見据えた時間帯で『仲間づくり事業』も実施します。バスケットボールや卓球の他、AR(拡張現実)技術を使ったテクノスポーツ”HADO”注を取り入れるなど魅力ある居場所を創出します。

[卓球]



[HADO]



[シアターアリーナのタイムスケジュール(検討中)]

	月曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
	シアターアリーナ					
13:00						
:15						
:30						
:45						
14:00						
:15						
:30						
:45						
15:00						
:15						
:30						
:45						
16:00						
:15						
:30						
:45						
17:00						
:15						
:30						
:45						
18:00						
:15						
:30						
:45						
19:00						

注 頭にディスプレイ、腕にセンサーを装着して仮想空間に自分の手から技を放つ、老若男女問わず楽しめるチーム対戦型ゲームスポーツ。観戦でも鮮やかなので視覚的に楽しめる。

和光市児童センター設置及び管理条例(案)の概要について(その3)

これまでと同様、簡単な受付にします。また、シアターアリーナと音楽スタジオの利用には利便性を考慮して和光市公共施設予約システムを導入します。

利用方法

[午前9時から午後7時まで] 18歳未満の児童と保護者の方は、受付をして利用が出来ます。

※小学生が「夕焼けチャイム」以降も利用する場合は保護者等のお迎えを必要とします。

[午後7時から午後9時まで] 原則18歳以上の方は、シアターアリーナ・音楽スタジオの利用が出来ます。

- (1) 個人利用：館内の券売機で利用券を購入し、受付に提示します。
- (2) 団体利用：和光市公共施設予約システムで予約し、納付期限までに施設窓口で利用料金を納付します。

利用料金 午前9時から午後7時まで 無料 ※18歳未満の児童と保護者等
午後7時から午後9時まで 以下の表のとおり

市内在住で障害をお持ちの18歳以上の方は個人利用料金が免除となります。

施設	音楽スタジオ 利用料金	シアターアリーナ 利用料金	
	単位時間：1時間（1スタジオ）	単位時間：1時間（全面）	
カテゴリー	1室あたり	個人	団体
市内	500円（税込）	300円（税込）	3,850円（税込）
市外	1,000円（税込）	600円（税込）	7,700円（税込）

※上記金額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て利用料金が決定されます。

和光市児童センター設置及び管理条例案の概要について(その4)

総合児童センターの利用に当たってのルールは、これまでと同様以下のとおりです。

利用上のルール

- (1) 次の場合には利用を許可できません。
 - ①公の秩序または善良な風俗に反するおそれがあるとき
 - ②児童センターの施設等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
 - ③指定管理者が特に必要があると認める場合を除き、営利を目的とするとき。
 - ④施設の管理上必要があると認めたととき。
- (2) 利用許可の権利は、他人に譲渡し、または転貸をしてはいけません。
- (3) 利用者が不正な手段によって利用許可を受けたとき、許可の条件や管理上必要な職員の指示に従わないとき等は、利用許可を取り消し、又は利用の範囲を制限することがあります。
- (4) 利用者は、施設に特別の設備や改造できません。変更を加える場合や、備付けの器具以外の器具を使用する場合には、指定管理者の承認を受けてください。
- (5) 利用が終わったときは、速やかに施設等を原状回復してください。

特記事項

利用者は、故意または過失により、施設や設備等を損傷し、汚損し、または滅失した場合、その損害を賠償しなければなりません。

引き続き、事業の進捗に合わせてホームページの更新及び事業者による説明を行ってまいります。

